

平成21年2月25日

愛知県知事 神田真秋 殿

経理適正化外部委員会

委員長 山田靖典

委員 前川三喜男

委員 村松豊久

経理適正化に関する意見

平成20年5月の会計検査院の検査に端を発した愛知県の不適正な経理処理の問題について、貴職は、全庁調査による徹底的な解明により、「膿を出していきたい」との強い決意を示され、平成20年10月20日には、西村真副知事を座長とする「経理適正化推進チーム」が立ち上げられました。

そして、調査を進める過程で、再発防止に取り組んでいくためには、第三者的な機関からの提案、助言が必要であると理解され、私どもが要請を受け、10月31日には「経理適正化外部委員会」として発足したところであります。

この要請を受けるに当たり、貴職の不退転の決意が伝えられ、県の取組の姿勢がなみなみならぬものであると感じ、私どもがこの委員として果たす役割は、弁護士、公認会計士という専門的な立場からの助言や提言が求められることは当然のことながら、何よりも県民の目線、県民の視点からの意見が重要であり、それが期待されているとの認識を持ちつつ、17回を数える会合を重ねてまいりました。

この間、県当局に対しては、様々な意見を述べてきたところであり、一例を挙げると、平成13年度、14年度についても、証拠書類が残っている部署があれば調査対象とすべきであること、また、公金の執行に当たっては何よりも適正手続が重要であること、県の監査体制を外部の専門家を迎えてより強化すべきであること、など数々の提言をさせていただきました。

こうした提言に対し、県は真摯に対応され、私ども外部委員にとっても納得のいく報告書案が取りまとめられたものと考えています。

改めて、私どもが提言した経理適正化に関する主な意見と経理適正化外部委員会の開催状況については、別添のとおりでありまして、これらが県の報告書案に収録、掲載されることで、経理適正化外部委員会の設置の趣旨が示されれば大変意義深いことだと存じます。

県におかれては、私どもが提言した意見を十分に踏まえ、改善に向けた取組を積極的に進められることを強く期待します。

今回の不適正経理の問題は、県にとって大変にエネルギーのいる作業ではありましたが、これを、まさに千載一遇のチャンスであると前向きに捉えていただき、「愛知県再生の第一歩」とし、二度とこのような事案を繰り返すことのないよう、愛知県が県民福祉の向上のために職員一丸となって邁進していく姿を県民の一員として期待してやみません。

○ 経理適正化に関する主な意見について

17回にわたる経理適正化外部委員会の中で、県に対して述べた主な意見は次のとおりである。

県では、これらの意見をもとに、改善・再発防止策の策定に当たったものと受け止めている。

1 調査方法について

- ・ 県は、平成13年度及び14年度についても、証拠書類が存在する場合には納入業者の元帳との突合が可能であることから、調査対象とすべきである。
- ・ 県は、全庁調査を実施する際には、物品納入業者の協力が得られず、業者の元帳との突合ができない場合でも、当時の担当職員への聞き取り調査を行い、確認を行う必要がある。
- ・ 県は、全庁調査について、膨大な量の調査を短期間で行わなければならないが、全庁をあげてやり遂げる必要がある。
- ・ 県は、全庁調査の段階で預け金の存在が判明した場合には、早期に預け金を解消すべきである。

2 調査結果について

- ・ 県の全庁調査結果については、全面的かつ詳細な公表が必要で、会計検査院の検査との比較も含めて公表すべきである。

3 地方機関調査について

- ・外部委員会が助言を行うためには、不適正な経理処理が行われた県立高校の現地調査を行い、実情を把握することが必要である。
- ・外部委員会の現地調査においては、地方機関から、不適正な経理処理によって購入した物品について、業務との関連性、必要性があるとの説明を受けた。今後の再発防止に向けては、必要な予算の手当をした上で、適正手続によって購入することが必要である。
- ・県においては、今後の公金の執行に当たって、適正手続が何よりも必要であり、職員は、必要な予算は税金によって賄われているという公金意識を常に保持することが大切である。
- ・県においては、会計検査院の検査と地方自治法所定の監査との溝を埋めていくことが、今後の再発防止につながっていくと考える。

4 原因分析及び再発防止策について

- ・県におけるコスト意識、コンプライアンス、内部統制については、必ずしも十分であったとは言えず、民間の優れた部分は県も学ぶ必要がある。
- ・県は、企業における内部統制の考え方を取り入れるべきである。
- ・県の職員は、予算があるから物品を購入するというのではなく、本当に購入が必要かどうかを再考する必要がある。
- ・県が地方機関における物品調達体制を拠点化することは大きな見直しであるが、現行と見直し後をきちんと対比し、その効果を明らかにすることが必要である。

- ・ 県は、監査体制の強化が必要で、従来の監査に加えて、監査の専門家（公認会計士等）と連携した監査の実施についても検討すべきである。
- ・ 県は、今後、改善・再発防止案が徹底されているかを統括して確認する仕組みについても検討すべきである。
- ・ 県は、国庫補助制度の改善要望について、他県と協議してぜひ実施されたい。

5 不適正な経理処理に係る職員の処分及び職員からの返還金について

- ・ 県は、職員の処分について、他県の比較など総合的な判断の上に立った、適正、妥当な方針、内容とすることが必要である。
- ・ 県は、職員の処分や返還金を検討する際には、不適正な経理処理は、個人的な問題もあるが、長期、多岐にわたるため、組織的な責任という観点が重要である。
- ・ 県は、職員に返還を求める際には、返還対象年度、国庫補助の返還に係る加算金、返還までの利息相当額などをどうするか、十分に慎重な検討が必要である。
- ・ 県は、職員からの返還金の対象を検討する際には、国庫補助の返還に係る加算金が法定事項であり、不適正な経理処理があれば返還が必要となるものであることから、高利率ではあるが、全額を職員から県への返還金に含めることが必要である。
- ・ 県は、職員からの返還金の対象を検討する際には、職員の時間外勤務手当分についても不適正な経理処理に起因するものであることを踏まえ、県民にとってわかりやすく納得性の高い対応をする必要がある。

- ・県は、職員からの返還金の対象から控除する額を考えるに当たっては、①客観性、②必要性、③有用性、④予算措置可能性のほかに、県独自の視点として「⑤競争性」を加えた5つの要件で判断すべきである。
- ・県は、職員からの返還において、特別職の返還額、一般職の返還対象者の範囲とその返還額をどうするかについて、十分に慎重な検討を行うべきである。

○ 経理適正化外部委員会の開催状況について

平成20年10月31日から平成21年2月25日まで17回にわたり経理適正化外部委員会を開催し、その概要は下記のとおりである。

区分	開催日	主な内容
第1回	平成20年10月31日（金） 午前10時～午前11時10分 ＜議事堂1階ラウンジ＞	<ul style="list-style-type: none"> ・経理適正化外部委員会について ・委員長選出 ・委員会の運営について ・不適正経理事案の概要について ・不適正な経理の調査方法について ・今後のスケジュールについて
第2回	平成20年11月12日（水） 午後3時～午後4時 前川委員 ＜人事担当局長応接室＞ 平成20年11月13日（木） 午後4時～午後6時 山田委員長、村松委員 ＜山田靖典法律事務所＞	<ul style="list-style-type: none"> ・経理適正化外部委員会の地方機関調査について
第3回	平成20年11月20日（木） 午前10時～午前11時 前川委員 ＜人事担当局長応接室＞ 平成20年11月21日（金） 午前11時～正午 山田委員長、村松委員 ＜山田靖典法律事務所＞	<ul style="list-style-type: none"> ・「不適正な経理処理に係る調査」の進捗状況について
第4回	平成20年11月28日（金） 午前10時～正午 ＜人事課分室＞	<ul style="list-style-type: none"> ・経理適正化外部委員会の地方機関調査について
第5回	平成20年12月3日（水） 午前9時～午後5時	<ul style="list-style-type: none"> ・地方機関調査 【豊田加茂農林水産事務所、新城設楽建設事務所】
第6回	平成20年12月13日（土） 午後5時～午後6時 前川委員 ＜会計管理者室＞ 平成20年12月14日（日） 午後1時～午後2時 山田委員長、村松委員 ＜山田靖典法律事務所＞	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正な経理処理に係る全庁調査の結果について（平成19年度分）

区分	開催日	主な内容
第7回	平成20年12月16日(火) 午前9時30分～午前11時 ＜出納事務局会議室＞	<ul style="list-style-type: none"> ・経理適正化対策本部について ・不適正な経理処理に係る全庁調査の結果について(平成19年度分) ・本庁における確認作業視察
第8回	平成20年12月25日(木) 午前10時～正午 ＜議事堂1階ラウンジ＞	<ul style="list-style-type: none"> ・経理適正化に向けた改善策、再発防止策について ・平成14年度分以前の取扱いについて ・経理適正化外部委員会の県立高校調査について
第9回	平成21年1月8日(木) 午後1時～3時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高校調査 【南陽高校】 (小牧高校、海翔高校校長同席)
第10回	平成21年1月15日(木) 午前10時～正午 ＜出納事務局会議室＞	<ul style="list-style-type: none"> ・地方機関における物品調達体制の拠点化方式について
第11回	平成21年1月22日(木) 午後1時30分～午後3時30分 ＜出納事務局会議室＞	<ul style="list-style-type: none"> ・地方機関における物品調達体制の拠点化方式について
第12回	平成21年1月26日(月) 午前10時～正午 ＜出納事務局会議室＞	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正経理に関する改善・再発防止策について
第13回	平成21年2月4日(水) 午前10時～正午 ＜出納事務局会議室＞	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正な経理処理に関する全庁調査報告書(案)について
第14回	平成21年2月14日(土) 午後1時30分～午後3時30分 ＜出納事務局会議室＞	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正な経理処理に係る全庁調査の結果(案)について ・不適正な経理処理に関する全庁調査報告書(案)について
第15回	平成21年2月17日(火) 午前9時30分～正午 ＜選挙管理委員会室＞	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正な経理処理に関する全庁調査報告書(案)について
第16回	平成21年2月22日(日) 午前10時～正午 ＜総務部長室＞	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正な経理処理に関する全庁調査報告書(案)について
第17回	平成21年2月25日(水) 午前9時30分～午前10時 ＜議事堂1階ラウンジ＞	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の総括 ・不適正な経理処理に関する全庁調査報告書(案)について